

令和3年3月11日

生産県配置団体代表 殿
都道府県配置協議会・協会代表 殿

一般社団法人全国配置薬協会事務局
(押印省略)

消費税総額表示義務への対応について

平素より本会運営に格別のご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきましては、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」(平成25年法律第41号)により特例措置が設けられていましたが、その特措法が令和3年3月31日をもって廃止となり、翌4月1日より、消費者にあらかじめ販売価格を提示する場合は、消費税相当額を含めた総額表示を行うことが必要となります。

つきましては、配置薬に関する販売価格の提示については、下記の事項に留意し、配置販売業者自らが置高表等により適正に表示するとともに、配置先に対しては、販売価格を確認する際は、総額表示をしている置高表等により行っていただくようお願いすることについて、会員配置販売業者等にご周知いただきますようお願いいたします。

記

- ① 課税事業者においては、配置箱の中の配置薬の価格表示は、配置箱に挿入する「置高表」等の書面により、消費税込みの総額表示を行うこと。(表示方法は別添①を参照のこと)
- ② 消費者に対し、配置薬の販売価格は、配置販売業者が総額表示を行う「置高表」等で確認するようお願いすること。
- ③ 小口商品の価格表示は、価格一覧表や製品パッケージへのシール貼付、POPの活用等により、あらかじめ消費者に伝えること。
- ④ 免税事業者においては、取引にかかる消費税が存在しないことから、総額表示義務は課せられないので、「税込」等の価格表示は必要ない。なお、販売価格については、本体価格に、仕入等の営業経費として支払った消費税相当額分を上乗せして決めることが妥当とされており、その販売価格を置高表等の書面に記載すること。
- ⑤ 令和3年4月1日以降も、パッケージの価格表示が総額表示に対応していない製品が残っているケースが想定されるが、その場合、配置先に対し、総額表示を行っている「置高表」等により必ず確認することを促す文書等を用意するなどして、お願いすること。

お願い 配置薬の販売価格について

配置箱の中の医薬品の販売価格については、箱の中に挿入してある「置高表」にて消費税相当額を含んだ「総額表示」を行っておりますので、必ず書面でご確認いただきますようお願いいたします。

〇〇薬品

※なお、消費税総額表示制度の導入後に、ガソリンスタンドにおいて、ガソリンの販売価格をサインポール又は看板に表示するに当たり、税抜価格を記載したことが景品表示法に違反するおそれがあるとして、警告が行われた事例がありますので、十分な注意が必要です。(平成17年12月27日公正取引委員会警告)。

以上

《参考》

1 経緯

消費税法（昭和63年法律第108号）により、平成16年4月1日から事業者が消費者に対してあらかじめ価格を表示する場合には、税込価格（消費税額及び地方消費税額を含めた価格）を表示することが義務付けられている。

これは、税抜価格のみの表示では、最終的な支払金額がわかりにくく、また同一の商品・サービスでありながら、事業者によって「税抜表示」と「税込表示」が混在することにより比較しづらいという状況を解消するため、事前に「消費税額を含む価格」を一目で分かるようにするという、消費者の利便性に配慮する観点から実施されたものである。同時に、消費者が商品等を購入する際、価格表示に関する誤認を防止することを目的としている。

しかし、平成26年4月1日及び令和元年10月1日の2度にわたる消費税率の引上げに際し、事業者による値札の貼り替え等の事務負担に配慮する観点から、この特措法が時限的に設けられ、期間中は「本体価格+税」「本体価格（税抜）」のように、本体価格に消費税相当額が上乘せされることを示す等の誤認予防措置が講じられている場合は、消費税法上、問題はないこととされてきた。併せて、この特措法による特例措置が認められる期間中は、「不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）」第5条第2項の「不当な表示の禁止」に抵触しないこととされた。

■景品表示法

（不当な表示の禁止）

第5条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

一（略）

二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの

2 対応状況

全配協配置部会では、令和3年（2021年）4月1日から消費税法上、「本体価格+税」等の特例措置が認められなくなることに加え、消費者側から不当な表示と判断された場合、景品表示法第5条第2項に定める「有利誤認」に該当するおそれがあることから、税率変更への対応のしやすさ等も踏まえ、製品パッケージには価格を表示せず、配置販売業者が「置高表」等の書面により、総額表示を行うこととした。

3 留意事項

総額表示は、消費者が商品やサービスの購入を決定する際、価格による判断において「誤認」を招かないようにする目的がある。

令和3年4月1日時点において、配置先の配置箱の中には、パッケージに総額表示を行っていない製品が残るものと思われるが、財務省が本年1月7日に公表した総額表示に関するリーフレットでは、「個々の商品に税込価格が表示されていない場合であっても、棚札やPOPなどによって、その商品の『税込価格』が一目で分かるようになっていれば、総額表示義務との関係では問題ありません」とされており、総額表示対応をしていない値札の貼り替え等をしなくても、棚札等により総額表示を行い、補完してあれば、消費税法上は問題がないとされている。

ただし、総額表示を行っていない製品パッケージの商品が残ることは、景品表示法上の観点から、消費者側が、総額表示を行っていないパッケージの表示価格だけを見て、販売価格を確認することにより「誤認」を招くおそれがあることや、製品パッケージと置高表等の書面に記載する表示価格に差が生じることにより、紛らわしい印象を与えないかが懸念される。